

「ふるさと納税」ってなに？

「ふるさと納税」とは、“ふるさと”（自分が応援・貢献したいと思う都道府県・市町村）への寄附金のこと、個人が2,000円を超える寄附を行ったときに、**住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度**です。

寄附先の“ふるさと”に定義はなく、**出身地やゆかりのあるまち**など自由に選ぶことができます。

控除される税額は？

地方自治体に対する寄附金のうち、**2,000円を超える部分**について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

※控除の上限額は所得状況により異なります

※寄附された年の所得税および翌年度の住民税から控除されます

※控除を受けるには**確定申告が必要**です（確定申告用の証明書をお送りします）

寄 附 金	
適用下限額 2,000円	寄附金控除額（税の軽減額） （所得税と住民税額から限度額まで控除）

寄附をするにはどうしたらいいの？

①郵便局から

下の「払込取扱票」に必要事項をご記入のうえ、最寄の郵便局で払込みください ※払込手数料不要

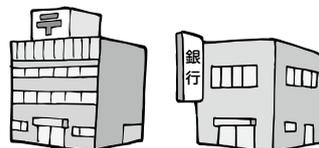
②その他の金融機関（銀行等）から

専用の振込み用紙をお送りしますので、伯耆町役場へご連絡ください

※町のホームページからもお申込みいただけます

伯耆町役場総務課 ふるさと納税担当 ☎0859-68-3111

伯耆町ホームページ <http://www.houki-town.jp/>



寄附をしていただいた方へのお礼

伯耆町の特産品の詰め合わせセット

「伯耆町おいしいふるさと便」をお届けしています。

※寄附金額5,000円以上の方のみとさせていただきます。

※特産品はお届けする時期によって異なります。



（ご注意）

・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。

・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。

・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。